

校長選考委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊中学校校長兼成蹊高等学校長及び成蹊小学校校長選考規則第2条第3項の規定に基づき、校長選考委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 委員長

(2) 高等学校に所属する教職員のうちから理事長が選任する委員 1人

(3) 中学校に所属する教職員のうちから理事長が選任する委員 1人

(4) 小学校に所属する教職員のうちから理事長が選任する委員 2人

(5) 理事及び評議員（高等学校、中学校又は小学校に所属する教職員を除く。）並びに教育に関する高い識見を有する者のうちから理事長が選任する委員 4人

2 理事長は、委員会を設置したときは、委員会設置の理由並びに委員長、副委員長及び委員の氏名を開示するものとする。委員長、副委員長又は委員が交代した場合も、同様とする。

3 監事は、委員会に出席し、委員会の業務を監査することができる。

(委員長)

第3条 委員長は、評議員会議長とし、理事長が任命する。

2 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

(副委員長)

第4条 委員会に、副委員長1人を置く。

2 副委員長は、第2条第1項第2号から第4号までに規定する委員のうちから理事長が任命する。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

(委員長の交代)

第5条 委員長が校長候補者として推薦されたときは、委員長の職を退くものとし、理事長は、第3条第1項の規定にかかわらず、評議員会議長以外の者から1人を改めて委員長として任命する。この場合において、理事長は、第2条第1項第2号から第5号までに規定する委員のうちから委員長を選任したときは、次条第2項の規定に基づき、後任の委員を補充しなければならない。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、前項の規定を準用する。

(委員長を除く委員の交代)

第6条 委員長を除く委員が校長候補者として推薦又は校内投票による選出をされたときは、委員の職を退くものとし、第2条第1項の規定に基づき、理事長が改めて代わりの委員を選任するものとする。

2 委員長を除く委員に事故があるとき又は委員長を除く委員が欠けたときは、第2条第1項の規定に基づき、理事長が改めて代わりの委員を選任するものとする。

(副委員長の交代)

第7条 前条の規定に基づき、副委員長たる委員が交代したときは、理事長は、第2条第1項第2号から第4号までに規定する委員のうちから1人を改めて副委員長として任命する。

2 第5条の規定に基づき交代した委員長が高等学校、中学校又は小学校に所属する教職員（第2条第1項第2号から第4号までに規定する委員を含む。）から選任された場合には、理事長は、副委員長を解任し、第4条第2項の規定にかかわらず、第2条第1項第5号に規定する委員のうちから1人を改めて副委員長として任命する。

(委員長又は委員が学園長候補者となった場合の取扱い)

第8条 委員長又は委員が、学園長候補者（学園長就任予定者を含む。）となった場合は、委員長又は委員の職を退くものとし、第5条、第6条又は前条の規定に基づき、理事長が改めて代わりの委員長又は委員を選任するものとする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、委員として任命された日から、理事長が当該校長を任命する日までとする。

(委員会の運営)

第10条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員長を含む委員6人以上の出席がなければ、会議を開き、審議することができない。
この場合において、委任状による出席は、認めないものとする。

(委員会の業務)

第11条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 校長選考に関する日程の作成
- (2) 校長候補者募集の公示
- (3) 校内投票の開票、確認及び集計
- (4) 届出書類の受付、確認及び管理
- (5) 校長候補者に係る情報の開示
- (6) 校長候補者の選考及び理事長への報告
- (7) その他校長候補者の選考に関し必要な事項の審議決定及び執行

2 委員会は、常に、公正かつ適正な選考手続を行うよう努めなければならない。

(議事録の開示)

第12条 委員会の議事録は、確定後速やかに、委員会の定める基準により開示する。

(守秘義務)

第13条 委員及び監事は、開示することが必要な情報を除き、候補者の選考に関する会議の内容及び候補者に関する情報を理事長以外の者に漏らしてはならない。

(事務)

第14条 委員会の事務は、総務部総務課が所管する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則 (2016年5月27日制定)

この規則は、2016年5月27日から施行する。